

AuriQ システム運用・監視サービス利用申込確認書

御中

AuriQシステム運用・監視サービス利用規約に基づき、以下申し込みを確認しました。		お申込年月日：201*年**月**日		
①利用者	住所	〒		
	会社名	(フリガナ) 0		
		0		
	担当者	(フリガナ)	0	0
氏名		姓 0	名 0	
メールアドレス		0		
②監視対象機器	設置場所	〒		
	対象機器	項番	機器名	数量
		1	0	0
		2	0	0
		3	0	0
		4	0	0
		5	0	0
		6	0	0
		7	0	0
		8	0	0
9		0	0	
10	0	0		
③サービス連絡用アドレス		別途AuriQ所定の方法に従い連絡先を登録。		
④利用期間	初期運用	201*年**月1日	201*年**月末日	
	月次運用	201*年**月1日	201*年**月末日	
※3ヶ月前までに何らの申し入れがなされない場合は更に6か月間更新するものとし、以降も同様とします。更新後は3ヶ月以上前の書面通知により中途解約が可能です。				
⑤料金等	初期運用監視	(一括)	0円	
	月次運用監視	(月額)	0円	
	支払条件	当月分翌月末指定銀行口座宛振込。消費税等別途。		
⑥サービス	初期運用監視	監視対象機器およびこれに付帯するソフトウェア等を利用者の指定場所（以下「現地」という）に納入し、運用監視のための初期設定を行うサービスです。詳細については、仕様書記載のとおりとします。		
	月次運用監視	<ol style="list-style-type: none"> AuriQ運用監視システムに接続された監視対象機器に対し、リモート運用監視を行うサービス。 前項の運用監視システムにてアラートを検知した場合に、故障一次切り分け調査をしたうえで、利用者に対し障害通知をするサービス。 両者協議の結果必要と判断された場合、故障対応のため現地でハードウェア障害対応を行うサービス（以下「緊急対応サービス」という）。この場合、AuriQは両者間で緊急障害対応サービスの実施が必要と判断されたときから4時間以内に当該対応を行うものとします。この場合のAuriQ作業員の交通費はAuriQの負担とします。ただし、通信網の障害や公共交通機関の遅れ・運休など、AuriQの責に帰すべき事由によらない現地対応の不履行や遅延が発生した場合、AuriQはその責任を免れるものとします。 月次で運用監視業務の業務内容を報告するサービス。AuriQは当月分の業務内容を報告書にまとめて翌月10営業日以内に利用者に報告します。利用者は当該報告書受領後1週間以内に内容を確認し、疑義のない場合には業務確認書に記名押印の上、これをAuriQに交付し業務の終了を確認するものとします。利用者から業務確認書の交付がない場合であっても、上記確認期間内に利用者からAuriQに異議の通知がなされないときは、利用者が業務の終了を確認したものとします。なお、報告書の内容は、仕様書記載のとおりとします。 		
⑦対応時間	通常対応	AuriQのサービス営業日における9:00~18:00		
	緊急対応	サービス期間中の00:00~24:00 (365日)		
	注	通信網の障害や公共交通機関の遅れ・運休など、AuriQの責に帰すべき事由によらない事由により遅延や不履行が発生する場合があります。		

201*年**月**日

東京都港区赤坂四丁目2番19号 赤坂SHASTA・EAST 4F
 オーリック・システムズ・ジャパン株式会社
 代表取締役 幾留 浩一郎